

鹿屋市契約規則の一部を改正する規則

鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年2.5パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）」を「に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

第44条第2項中「当該遅延利息の率を年2.5パーセントとして約定」を「支払遅延防止法の率を適用」に改める。

別記第6号様式（その1）第8条第3項中「年　　％の率により」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて」に改め、同様式第9条中「年　　％の率により」を「支払遅延防止法の率を乗じて」に改め、同様式中第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（相殺）

第15条 発注者は、受注者に対し金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができるものとし、なおお不足があるときは、これを追徴するものとする。

別記第6号様式（その2）第8条第3項中「年　　％の率により」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて」に改め、同様式第9条中「年　　％の率により」を「支払遅延防止法の率を乗じて」に改め、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（相殺）

第16条 発注者は、受注者に対し金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対し

て有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができるものとし、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

別記第6号様式（その5の1）第8条第2項中「年　　％の割合で」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて」改め、同様式中第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（相殺）

第17条 発注者は、受注者に対し金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができるものとし、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

別記第6号様式（その5の2）第8条第2項中「年　　％の割合で」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて」改め、同様式中第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（相殺）

第17条 発注者は、受注者に対し金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができるものとし、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

別記第6号様式（その6）第14条第6項中「年　　％の割合による」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じた」に改め、同様式第19条第2項中「年　　％の割合で」を「支払遅延防止法の率を乗じて」に改め、同様式第19条第3項及び第26条第5項中「年　　パーセントの割合で」を「支払遅延防止法の率を乗じて」に改め、同様式第28条第1項及び第2項中「年　　％の割合で」を「支払遅延防止法の率を乗じて」に改め、同様式中第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

（相殺）

第30条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受託者は、委託者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は委託者が指定する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。